

## 公園利用に伴う費用負担事例の分類

種別	内容	事例	徴収根拠	備考
施設等利用料金	施設を利用する対価として直接支払いを求めるもの	・宿舎、駐車場等のサービス施設	所有者・経営者の権限による	国が自然公園を施設とみなして料金を徴収する場合には、公物管理権を有することが前提
		・公立自然博物館等	営造物規則(設置管理条例等)	
		・交通規制時のシャトルバス利用	道路運送法	交通規制自体は道路交通法による
		・自然解説プログラム	実施者の権限による	
協力金	(1)当該施設以外の管理経費も含めて求めるもの	・自然公園財団の管理駐車場	自然公園法(公園事業者として管理経営)	徴収金は、駐車場の管理、周辺地域の美化清掃等に使用
	(2)当該施設の管理経費を求めるもの	・チップ式公衆トイレ	特になし	当該公衆トイレの清掃・維持管理経費に充当
法定外目的税	公園利用に伴う対価を税金として徴収するもの	・河口湖遊漁税	富士河口湖町遊漁税条例	駐車場整備等に使用
		・乗鞍環境保全税	岐阜県乗鞍環境保全税条例	環境パトロール等に使用

## &lt; 参 考 &gt;

利用調整地区の立入認定手数料	利用調整地区への立入の認定を受けようとする者に対し、認定事務に係る手数料として徴収するもの	現時点では利用調整地区は設定されていない	自然公園法	政令により、手数料は1人1000円以下と定められている
税金として徴収	用途を限定した目的税として徴収するもの	・入湯税	地方税法	鉱泉源の保護管理施設や観光施設等の整備、観光振興経費に充当
	用途を限定しない普通税として徴収するもの	・別荘等所有税	熱海市別荘等所有税条例	別荘等の所有者に対する課税
環境保全目的の課金	収入を目的とするのではなく、利用者を抑えることを目的に課税するもの	自然公園における事例はない	自由意志によらず強制的に徴収するのであれば、法または条例による	大都市圏の高速道路で導入しているロードプライシングと同様の措置